

12月3日～9日は障害者週間です

障害者週間は、障がいのある人たちの社会参加を推進していくために理解と認識を深めるための週間です。

▼わたしたち一人ひとりにできることを考えよう

①立つことや歩くこと、段差の昇降などの日常動作が困難な人がいるとき

困っていたら、「何かお手伝いできることはありませんか？」などと声をかける

②コミュニケーションがうまくとれない人がいるとき

ゆっくり丁寧に、図や絵、ジェスチャーなどで分かりやすく説明する

③「おもいやり駐車場」や「障がい者専用スペース」が空いているとき

必要とする人が後から来るかもしれないので、必要のない人は駐車しないようにする

障がいは一人ひとり異なり、生活するさまざまな場面でも自由を感じる場合があります。まずは障がいがあることを理解し、どのような配慮や支援が必要なのかを知る必要があります。



障がいのある人もない人も、心地よく安心して暮らせるまちをつくりましょう！

【問い合わせ】 障がい福祉課 ☎22・96557 FAX22・96662

「伊賀市障害者福祉連盟」を「存じですか」

伊賀市障害者福祉連盟とは、市内在住の障がいのある人やその家族が相互の親睦を図り、障がい者共通の問題の解決に向けて、さまざまな活動を行っている団体です。
興味・関心のある人はぜひ一度ご連絡ください。

【主な活動内容】

- 障がいの困りごとの相談
- スポーツ大会や各種大会の開催・参加
- 親睦を目的としたボウリング大会や、ゲートボール大会などの開催
- その他障がい者福祉に関すること

【問い合わせ】

伊賀市障害者福祉連盟事務局（伊賀市社会福祉協議会内）
☎21・58666
FAX 26・00002

～障がい福祉に関する相談機関を設けています～

相談機関	内容	問い合わせ
伊賀市障がい者相談支援センター	市が設置している相談専門機関で、市役所本庁舎にあります。障害者手帳のあるなしに関わらず、障がいのある人やその家族からの相談に応じます。障害福祉サービスの利用や困っていることがある場合はお問い合わせください。	伊賀市障がい者相談支援センター（福祉相談調整課内） ☎26-7725 FAX22-9674 ✉ iga-syougai1@ict.jp
伊賀市障がい者相談員	市の委嘱で活動している相談員です。自身の経験をもとにアドバイスをします。 【身体】 赤井 聖功（阿保）・橋本 たきこ（久米町） 浜口 恵美子（緑ヶ丘本町）・福澤 正志（依那具） 福地 申大（富永）・福本 紀昭（緑ヶ丘本町） 【知的】 海野 啓子（緑ヶ丘西町）・野田 一尊（東高倉） 藤島 恒久（中柘植） 【精神】 矢野 真砂子（桐ヶ丘一丁目）	障がい福祉課 ✉ shougai@city.iga.lg.jp

◆平成30年4月から制度が変わります 子どもの医療費助成制度

【問い合わせ】 保険年金課
☎ 22-9660 FAX 26-0151



子育て支援の一環として、平成30年4月から制度が次のとおり変わります。

◆0歳から6歳（就学前の子ども）の伊賀市・名張市内の医療機関での窓口負担をなくします

【対象者】

市内に在住の就学前の子どもで、伊賀市福祉医療費受給資格を持っていること（種別が「子ども」か「一人親家庭等」）

【対象となる費用】

伊賀市・名張市内の医療機関（医科・歯科・調剤薬局）で受診した保険適用分の医療費*

*入院時の食事代・予防接種・検診・スポーツ保険適用の医療費などは対象になりませんので、窓口での支払いが必要です。

◆0歳から6歳までの子どもの受給資格取得にかかる所得制限をなくします

これまで保護者の所得制限で受給資格を持っていない子どもは資格取得申請が必要です。

対象者には1月下旬に申請書などを送りますので、期限内に申請してください。

※就学前の子どもは、平成30年4月から新しい受給資格証（2色の証）に変わります。新しい資格証の発行の手続きは必要ありません。

※新しい受給資格証は3月中旬に郵送します。



◆凍結・破損事故を防ぐために 水道管の冬支度をしましょう

【問い合わせ】 上下水道部水道工務課
☎ 24-0002 FAX 24-0006



本格的な寒波が訪れる時期になりました。

気温がマイナス4度以下になると水道管の中の水が凍るといわれており、毎年この時期には、各所で水道管の凍結や破損事故などが頻発し、十分な給水ができないことがあります。

このような事故を防ぐため、水道管の防寒準備をお願いします。

◀防寒材の取り付け方▶

むき出しになっている水道管や蛇口に、保温材・古い毛布・布きれなどを巻きつけ、その上からビニールテープなどを巻いて保護してください。

○水道管が凍って水が出ないときは…

凍ったと思われる水道管の露出した部分に、タオルなどをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけてください。

急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破損することがありますので注意してください。

○水道管や蛇口が破損したときは…

まず、量水器（メーター）のそばにある止水栓を止めてください。

止水栓がわからなかったり、止められないときは、破損した部分に布やテープなどを巻きつけて応急処置をし、市の水道指定工事店へ修理を依頼してください。

※量水器（メーター）より内線（宅内）側で、破損（漏水）により発生した水道の料金はお客様負担となります。

※水道指定工事店について、詳しくは「伊賀市暮らしのガイドブック」99ページをご覧ください。

【水道お客様センターからのお知らせ】

水道の開栓・閉栓は、土・日曜日、祝日と年末年始（12月29日～1月3日）は取り扱っていませんので注意してください。

また、長期間留守にする場合は止水栓を閉めるなどの対応をお勧めします。



【問い合わせ】

○漏水・給水工事について

上下水道部水道工務課

○開閉栓・検針・料金について

伊賀市水道お客様センター

☎ 24-0013 FAX 24-0007